

## 政府の「電気・ガス価格激変緩和対策事業」による都市ガス料金の値引きについて

当社は、政府の「電気・ガス価格激変緩和対策事業（以下、本事業）」に事業者登録申請を行い、この度、補助対象事業者として採択されました。

本事業は、政府が指定する値引き単価によりお客さまの使用量に応じた都市ガス料金の値引きを行った事業者に対して、その値引き原資を政府が支援するものです。

当社は、2023年2月検針分以降、政府が指定する単価分を値引きしたうえでお客さまへ料金を請求いたします。

なお、本事業による値引きに関して、お客さまご自身でのお手続きや当社への連絡は不要です。

### 記

#### 1. 都市ガス料金値引き概要

対象のお客さま	当社と都市ガスのご契約があるお客さま (簡易ガスとLPガスで供給しているお客さまは、本事業の対象外となります。)	
期間及び値引き単価（税込）	各月の原料費調整額に以下の値引き単価を反映させることにより、都市ガス料金を算定します。	
	期 間	値引き単価（税込）
	2023年2月検針分～2023年9月検針分	30円/m <sup>3</sup>
	2023年10月検針分	15円/m <sup>3</sup>
値引き額（税込）	当社の標準家庭（月のご使用量が22m <sup>3</sup> ）の場合では、毎月660円（2023年10月検針分は330円）の値引きとなります。	

#### 2. 本事業に関するお問い合わせ先

電気・ガス価格激変緩和対策事務局

<フリーダイヤル> 0120-013-305 全日9:00～17:00（年末年始を除く）

経済産業省資源エネルギー庁特設サイト

[電気・都市ガスをご利用するみなさまへ - 電気・ガス価格激変緩和対策事業 | 経済産業省 資源エネルギー庁 \(denkigas-gekihenkanwa.go.jp\)](https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp)

以上